

## 千葉県幕張西スポーツ広場管理運営委員会規程

### (設置)

第1条 千葉県幕張西スポーツ広場（以下「広場」という。）の管理運営を行うため、千葉県幕張西スポーツ広場管理運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、千葉県幕張西スポーツ広場（以下「広場」という。）の効率的かつ効果的な管理運営を行い、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供し、地域住民の健康増進を図ることを目的とする。

### (構成)

第3条 委員会の委員は、町内自治会、スポーツ団体、地域運営委員会等を代表するものにより構成する。

### (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局 1名
- (6) 委員 若干名

2 役員は、委員会の委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

4 会長は、会議を招集し、議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会計は、委員会の会計事務を行う。

7 監事は、会計を監査する。

8 事務局は、委員会の会計以外の事務を行う。

### (事務所)

第5条 委員会の事務所は、広場の管理棟（千葉県美浜区幕張西6丁目1番3）に置く。

(業務)

第6条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 使用料の徴収・管理事務
- (2) 施設運営業務
- (3) 施設維持管理業務
- (4) 経営管理業務
- (5) その他、広場の運営に関する業務

(会議)

第9条 委員会は、総会を年1回以上、会長の招集により開催する。

- 2 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(広場使用の調整)

第10条 広場の使用は、公共性の高いものを優先させる。

- 2 複数の利用団体が競合する場合は、委員会が調整する。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

第5条に関し、広場の共用開始前までは、事務所を会長宅に置く。